

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆年金改正について①【繰上げ、繰下げ受給】
- ◆労務 Q & A
- ◆助成金情報
- ◆雇用保険率の変更の周知義務について
- ◆安全衛生関係法令の基礎知識

●年金改正について①【繰上げ、繰下げ受給】

2022 年 4 月からの年金改正について、月にわたってご紹介します。

<繰下げ受給額の上限年齢が 75 歳に引き上げ>

老齢基礎年金は、原則 65 歳から受給できますが、60 歳からの繰上げ受給や 70 歳からの繰下げ受給も選択できます。しかし、今回の改正により**繰下げ開始の上限年齢が 75 歳に引き上げられ（最大 84%増額）**、受給開始時期の範囲等が拡大されました。

例：国民年金を 40 年分納付した場合（満額受給：年 777,800 円（令和 4 年度））

受給開始時期	計算式	増減率	受給額（推定）
60 歳から繰上げ受給	60 カ月×0.004	24%減	591,128 円
65 歳から受給		0	777,800 円
70 歳から繰下げ受給	60 カ月×0.007	42%増	1,104,476 円
75 歳から繰下げ受給	120 カ月×0.007	84%増	1,431,152 円

老齢厚生年金についても同じ増減率となっておりますが、繰上げの場合は「老齢基礎年金と老齢厚生年金」を同時に請求しなければいけません。繰下げの場合は、「老齢基礎年金のみ」又は「老齢厚生年金のみ」の単独で申出が可能です。

私の個人的な意見としては、繰下げれば繰下げ程「長く生きなければ損をするので絶対長生きして沢山年金を貰いたい！」との強い欲望が芽生えて、皆様が一層健康に気を配って長生きして頂きたいと思います。今後は、少子高齢化社会により、高齢者の労働力も重要になっていきます。**定年の引上げや廃止制度を導入する企業が増え、高齢者にとっては働きやすい環境になっていきます**ので、本制度を有効に活用して下さい。

●雇用保険率の変更の周知義務について

今回の 10 月からの雇用保険率の変更については、給与から正しく控除するだけではなく、もう一つの義務があります。雇用保険法 32 条 1 項によると、「**事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない**」と明記されています。つまり、控除額の通知の義務が生じ、口頭ですませることはできません。賃金明細書に計算書を同封して労働者に通知する等、控除額の計算方法を分かり易く示すことで初めて法令遵守となります。勿論、健康保険や厚生年金保険の保険料の変更の時も、計算書の作成と通知が必要になりますのでご留意ください。

● 労務 Q&A

Q 当社では希望者のみに給料を銀行振込にしたいのですが、気を付けるべき点がありますか？

A 労基法の「賃金支払5原則」によると、通貨で労働者本人に直接手渡す必要があります。

しかし、労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者と書面による「賃金の口座振込み協定書」を結ぶことにより、銀行振込が可能になります。そのためには、個々の労働者との「同意書」も必要になります。様式に関する詳細は私までお問い合わせ下さい。

● 助成金情報

<特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）>

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して（一定期間以上）雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。但し、基準期間に事業主の都合による解雇をしていないこと等の様々な要件をクリアーする必要があります。

<支給額>

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者、母子家庭の母等	60万円	1年	30万円×2期
身体・知的障害者	120万円	2年	30万円×4期
重度身体障害者等	240万円	3年	40万円×6期

※支給対象期は、起算日（最初の賃金締切日の翌日）から6ヵ月間ごとに区切った期間となります。

● 安全衛生関係法令の基礎知識

今回は雇入れ時・作業内容変更時教育についてご説明致します。

全部で8項目ありますが、省略可能なものと区分けしました。記録の作成義務や保存義務はございませんが、全事業所に対して安全配慮義務がありますので、必ず実施して頂き、労働者の安全確保のための快適な職場環境づくりに取り組んで頂ければと思います。



安全管理者の選任事業所のみ対象	全事業所対象
1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事 3. 作業手順に関する事 4. 作業開始時の点検に関する事	5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事 6. 事故時等における応急措置及び退避に関する事 7. その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 8. 整理・整頓及び清潔の保持に関する事